

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>1 開かれた議会運営の実現</b>  <b>(1) 広聴広報会議</b>                      広聴広報会議を月1回程度開催し、以下に掲げる取組を盛り込んだ広聴広報計画を策定して進捗管理を行うとともに、広聴広報の取組がより効果的なものとなるよう協議・調整します。                      この協議・調整の際には、県民意識調査（令和4年実施）の結果を踏まえ、若年層を意識しつつ、より多くの県民に関心を持ってもらうことや、県民が議員と意見交換できる機会を増やすこと等を重要な視点の一つとします。</p>	<p><b>1 開かれた議会運営の実現</b>  <b>(1) 広聴広報会議</b>                      「広聴広報会議の主な役割が刊行物の発行や諸事業の調整となっていたのではないか」等の第2期議会活動計画の評価・提言等（以下、「第2期評価等」と表記）における有識者意見や、前期議会で実施した県民意識アンケートの結果などを踏まえながら、広聴広報会議委員間で改めて現状や問題意識等を共有し、1年を通じて、今後の三重県議会の広聴広報会議の取組について議論を深めました。                      （会議開催回数14回）                      また、前年度に策定された令和5年度広聴広報計画に基づく刊行物の発行や諸事業の実施については、若者をはじめとする県民から直接伺った意見等を参考に、これまでになかった発想も取り入れながら企画立案・調整を行いました。                      令和6年1月には、取組の成果を踏まえて令和6年度の広聴広報計画を策定しました。</p>
<p><b>ア みえ県議会出前講座</b>                      地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、児童、生徒、学生に対して、広聴広報会議委員が三重県議会の仕組み等を学校に出向いて説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。                      また、募集時には、主権者教育につながる取組であることをPRするとともに、オンライン開催など利便性の向上を図るなどし、より多くの学校から申し込みが行われるよう努めます。</p>	<p><b>ア みえ県議会出前講座</b>                      出前講座の募集に当たっては、主権者教育につながることを小・中・高等学校及び高等専門学校や大学に向けてPRし、学校での説明に当たっては広聴広報会議委員2名が、受講する児童生徒の年代に合わせた資料を用いて説明を行いました。                      4校から申し込みがあり、合計223人の児童生徒に対して実施しました。                      実施後のアンケートでは、「とてもよかった・よくわかった」「よかった・わかった」が91%ありました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>イ みえ現場 de 県議会</b>            県民の多様な意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して、関係団体や県民に広く参加を呼び掛ける「みえ現場 de 県議会」を開催します。            また、県民の多様な意見を議会での議論に生かすための、より効果的な手法について検討します。</p>	<p><b>イ みえ現場 de 県議会</b>            「若者が議会や政治をどのように捉えているか」や「若者の人口流出が課題となっている中で、三重県が若者に選ばれ続けるためにはどのような施策が必要か」を把握し、議会での議論に生かしていくため、参加対象者を「若者」として2回開催しました。            開催にあたっては、第2期評価等や過去の参加者アンケート結果を踏まえ、            ① 第1回では参加募集枠を増やすとともに、グループ別意見交換として参加者一人ひとりの発言機会を確保しました。            また、公募参加者に加えてテーマに沿った地域貢献活動に取り組む地元大学の教員や学生、社会人に参加いただき、議論の一層の充実を図りました。            ② 第2回では他県への進学・就職の選択肢が多い中でも人口の社会増加率が県内最高である、川越町及びその周辺地域にお住いの幅広い属性の方々から意見が伺えるよう、参加者選定を行いました。</p>
<p><b>ウ みえ高校生県議会</b>            高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。            開催後、高校生の意見に関連する委員会等に情報を提供し、調査・審査に活用します。            また、募集時には主権者教育につながる取組であることをPRするとともに、より効果的な手法について検討します。</p>	<p><b>ウ みえ高校生県議会</b>            隔年開催であることから、令和6年度の開催に向けた企画立案・調整を行いました。第2期評価等や過去の参加者意見等を踏まえて協議した結果、内容の充実に向けて、            ① 1校あたりの持ち時間を10分間から15分間に増やすこと            ② 高校生の意見を委員会に情報共有すること            ③ 募集に際しては、主権者教育につながることを関係者にPRすること            などとし、令和6年3月1日から参加校の募集を開始しました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>エ 各種媒体による情報発信</b></p> <p>議会活動の情報を広く県民に提供するため、次の媒体を利用した情報発信を行うとともに、より効果的なものになるよう検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえ県議会だより</li> <li>・みえ県議会新聞</li> <li>・三重県議会ホームページ</li> <li>・三重県議会 Facebook ページ</li> <li>・テレビ広報</li> </ul>	<p><b>エ 各種媒体による情報発信</b></p> <p>第2期評価等における有識者意見や「みえ現場 de 県議会」で直接伺った意見に加え、様々な機会を通じて入手した他議会の取組等も参考にして、これまでになかった発想も取り入れながら、従来接してもらっていない層の方々への訴求力の向上等をめざして情報発信を行いました。主な改善点は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① みえ県議会だよりにおいて、より見やすく、より分かりやすい紙面となるよう、一部の記事を横書きにすること、写真の活用などに取り組みました。また、代表質問・一般質問の記事のレイアウト変更について一定の方向性を出し、次期の広聴広報会議に引き継ぐこととしました。</li> <li>② みえ県議会新聞において、県議会に関心を持ってもらえるよう、やわらかい色合いやイラストを使用するとともに、特に若者を意識した記事内容となるよう工夫しました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「議長の1日」や「議員の1日」、「議会の1年」に着目した記事を、イラストを交えて作成しました。</li> <li>・全面カラーにしたうえで全議員の紹介コーナーを作成し、議員の人柄に迫る質問をQ&amp;A形式で掲載しました。</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;参考：情報発信の実績&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みえ県議会だより 7回発行</li> <li>・みえ県議会新聞 2回発行</li> <li>・三重県議会ホームページ トップページアクセス数 約75,908件</li> <li>・三重県議会 Facebook ページ 投稿数：106件</li> <li>・テレビ広報 代表質問・一般質問・予算決算常任委員会総括質疑（生中継） 県議会ハイライト（議会活動紹介番組）</li> </ul>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(2) 会議の公開</b> 引き続き、次の会議等を原則として公開します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本会議 ・常任委員会 ・特別委員会</li> <li>・議会運営委員会 ・代表者会議</li> <li>・全員協議会 ・議案聴取会 ・委員長会議</li> <li>・広聴広報会議 ・各派世話人会</li> <li>・災害対策会議 ・条例に基づく検討会等</li> <li>・政治倫理審査会 ・議会改革推進会議</li> <li>・議員勉強会</li> </ul>	<p><b>(2) 会議の公開</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民にわかりやすく、参加しやすい開かれた議会運営の実現に資するよう、左に掲げた会議等を公開しました。(規定に基づき非公開としている人事案件に関する代表者会議及び開催がなかった災害対策会議と政治倫理審査会を除く)  <ul style="list-style-type: none"> <li>＜特別委員会、検討会等の詳細＞</li> <li>食料自給総合対策調査特別委員会、子どもに関する政策討論会議、再生可能エネルギーに関する検討会</li> </ul> </li> <li>・ このほか、議場内のスクリーンや音響設備の改修、電子採決システムの導入など、本会議についてより傍聴に適した環境づくりに資する取組も行いました。</li> </ul>
<p><b>(3) 議長定例記者会見</b> 月1回程度開催してきた議長定例記者会見を継続し、議会に係る様々な取組を、より積極的に情報発信を行います。 また、インターネットによる生中継・録画配信や会議録の公表を継続します。</p>	<p><b>(3) 議長定例記者会見</b> 県政記者クラブ・第二県政記者クラブの協力を得て、令和5年6月から毎月1回開催し、各定例月会議を振り返っての所感や議会が開催する諸事業の実施に関して発表しました。 特に、各定例月会議を振り返っての所感では、第2期評価等における有識者意見等を踏まえ、議会として取り組んだ政策決定、監視、評価等の成果等にわかりやすく言及しました。 また、インターネットによる生中継・録画配信や会議録の公表を行いました。</p>
<p><b>(4) 参考人制度の活用</b> 県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか利害関係者や県民の意見を反映させるため、オンライン招致も含め、参考人制度を活用します。 加えて、平成22年度以降開催していない公聴会についても活用を検討します。</p>	<p><b>(4) 参考人制度の活用</b> 常任委員会及び特別委員会において積極的に参考人招致を行うとともに、令和4年度に改正した委員会条例に基づき、三重県議会として初めて、オンラインを活用した参考人招致を行い、調査・審査の充実を図りました。  <ul style="list-style-type: none"> <li>＜計8回・11人＞</li> <li>・政策企画雇用経済観光常任委員会 2人</li> <li>・教育警察常任委員会 2人（うちオンライン2人）</li> <li>・食料自給総合対策調査特別委員会 7人（うちオンライン2人）</li> </ul> </p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(5) 請願への対応</b></p> <p>受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。</p> <p>また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として、願意の実現に向けた取組を行います。</p> <p>加えて、改正地方自治法に基づくオンラインによる請願への対応を検討していきます。</p>	<p><b>(5) 請願への対応</b></p> <p>18件の請願を受理し、所管の委員会において誠実かつ慎重に審査を行い、14件を採択、4件を不採択としました。</p> <p>採択した14件の請願のうち、「伊賀市阿波地区における産業廃棄物最終処分場の開発計画に対する慎重な審査を求めることについて」など5件については知事に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、「自動車関係諸税などの見直しに関する意見書の提出を求めることについて」など10件については国に対し意見書を提出し、議会として願意の実現に向けた取組を行いました。</p> <p>オンラインによる請願については、地方自治法改正後の国等の動向、具体的にはオンライン化の具体的方法等を定める自治法施行規則の改正省令や全国都道府県議会議長会のガイドライン等の策定状況などの情報を事務局に収集させました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進</b></p> <p>(1) 委員会審議の活性化</p> <p>議事機関としての議会の機能を十分に発揮するため、各委員会において、議員間討議の一層の充実に努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整を行うとともに、必要に応じて連合審査会を活用します。</p>	<p><b>2 住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進</b></p> <p>(1) 委員会審議の活性化</p> <p>委員会審議の一層の活性化に向け、各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会、令和5年度に設置した食料自給総合対策調査特別委員会では、第2期評価等を踏まえ、委員会活動の振り返りなどを含め議員間討議の充実に取り組みました。</p> <p>また、委員長会議での年間活動計画の共有に加え、次の意見交換や調整を行いました。</p> <p>① 食料自給総合対策調査特別委員会の知事に対する提言について、その後の執行部の取組状況等は関係する常任委員会が報告を受けることや、今後、当該常任委員会で具体的な報告方法を協議することを確認</p> <p>② 当初予算要求状況の詳細調査に係る分科会での分担について、「特定の個別事業については、当該事業が属する施策の主担当部局を所管する分科会で調査すべきであるが、これを担当する部局を所管する分科会での議論も制限しない」ことなどを確認</p> <p>③ 3月22日上程の農林水産業に関する意見書案について、環境生活農林水産常任委員長と食料自給総合対策調査特別委員長の協議により、「短期的、早急に対応することは常任委員会、より長期的な問題は特別委員会」とすることを確認</p> <p>こうした取組の結果、委員会活動評価総括表の評価項目である「委員会審議の活性化」に係る各委員の平均点は、いずれの委員会も5点満点で3.9を超える（最高は4.8）という結果になりました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(2) 年間活動計画の策定</b></p> <p>①年間活動計画 各委員会では、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。</p> <p>②重点調査項目 各行政部門別常任委員会及び特別委員会では、県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。</p> <p>③県内外調査 「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。</p>	<p><b>(2) 年間活動計画の策定</b></p> <p>各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会、令和5年度に設置した食料自給総合対策調査特別委員会では、効率的かつ効果的に委員会活動を展開するため、年度当初に重点調査項目や県内外調査の予定を含む年間活動計画を策定しました。</p> <p>また、10月には上半期の活動を振り返り（特別委員会を除く）、良かった点や改善すべき点等を取りまとめて下半期の活動に生かすとともに、年度末には1年間の活動を振り返り自己評価を行いました。これらについては委員長会議で報告し、気づきを共有しました。</p> <p>こういった取組の結果、年度末の委員会活動の振り返りにおいては、評価項目である「年間活動計画」等に係る各委員の評価平均点は、次のとおりの結果となりました。</p> <p>① 年間活動計画 全ての委員会において5点満点で4.1を超える（最高点は4.7）</p> <p>② 重点調査項目（重点調査項目を設定した委員会に限る） 全ての委員会において5点満点で4.4を超える（最高点は4.8）</p> <p>③ 県内外調査（県内外調査を行った委員会に限る） 全ての委員会において5点満点で4.5を超える（最高点は4.8）</p> <p>このほか、委員会条例について、家族の育児や介護等のやむを得ない場合もオンラインを活用して委員会に参加できるように改正し、また、初めてオンラインにより委員が参加した常任委員会を開催しました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(3) 当初予算に係る調査・審査</b>  当初予算については、毎年度、当初予算については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。</p> <p>なお、令和7年9月に知事選挙が見込まれること及び令和8年度が「みえ元気プラン」の計画期間の最終年度であることから、令和8年度当初予算及び令和9年度当初予算の調査・審査を十分に行えるよう、総合計画及び中期戦略計画の策定スケジュールが議会の政策サイクルを踏まえているか等について監視します。</p> <p>①予算決算常任委員会  当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。</p> <p>②分科会の取組  予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。</p>	<p><b>(3) 当初予算に係る調査・審査</b>  予算決算常任委員会では、令和6年度当初予算関係の調査として、6月定例会議における「令和5年版県政レポート(案)」に係る調査に始まり、決算審査(10～11月)、「当初予算編成に向けての基本的な考え方」(10月)や「当初予算要求状況」(12月)等に関する調査など、慎重に審議を行いました。</p> <p>特に12月の総括的質疑では、「子供に関する施策の充実」や「熊野古道世界遺産登録20周年に向けた取組」等について活発な議論を行って当初予算への反映を要望するとともに、3月の総括質疑においては、「能登半島地震の教訓も踏まえた防災・減災対策」や「観光施策」、「建築資材高騰対策」等に関する活発な議論を行って事業執行に反映するよう求めました。</p> <p>また、2月定例会議の分科会で特に議論のあったものは、「女性が活躍できる職場環境づくりのための取組の一層の推進」や「自然体験活動の促進と自然保育の推進にあたっての部局間連携」、「令和7年度当初予算における公共施設等総合管理推進基金への積立金の計上検討」などでした。</p> <p>なお、当初予算に関しては、「子どもに関する政策討論会議」が12月に、令和6年度に対応すべきことを知事に申し入れた「不登校状態にある子どもたちに対する支援の充実」等についてもその意図するところが反映されているか確認するとともに、令和6年度当初予算と一体となる2月補正予算についても当初予算同様に慎重な調査を行いました。</p>



活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(4) 総合計画に係る調査・審査</b></p> <p>令和4年度に議決した「強じんな美し国ビジョンみえ」及び「みえ元気プラン」に係る調査・審査を行い、知事への申入れを行います。</p> <p>なお、令和7年9月に知事選挙が見込まれること及び令和8年度が「みえ元気プラン」の計画期間の最終年度であることから、総合計画及び中期戦略計画の策定スケジュールが議会の政策サイクルを踏まえたものであるか等について監視します。</p> <p>①「みえ元気プラン」の評価等</p> <p>「みえ元気プラン」及び「三重県行政展開方針」に基づく県の取組について、毎年度の「県政レポート」の作成にあわせて、各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会において詳細な調査を行うとともに、知事に対して申し入れを行います。</p> <p>また、毎年度の「三重県行政展開方針」について、申入れ等の反映状況などを調査します。</p> <p>②次期総合計画及び時期中期戦略計画の策定への関与</p> <p>総合計画及び中期戦略計画は議会の議決対象であることから、令和7年度に両計画の策定が開始される場合や令和8年度に次期「みえ元気プラン」が策定される場合等には、策定当初から最終的な議決に至るまで一貫して関与することにより、議会の団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮します。</p> <p>具体的には、全員協議会、各行政部門別常任委員会等において詳細な審査を行うとともに、知事に対する申し入れを行います。</p>	<p><b>(4) 総合計画に係る調査・審査</b></p> <p>6月定例会議において、「令和5年版県政レポート(案)」について、各行政部門別常任委員会が所管する施策及び行政運営の取組の調査を行い、さらに予算決算常任委員会が各常任委員会の意見を参考に予算決算の観点から慎重に調査を行いました。</p> <p>その後、8月には予算決算常任委員会及び各常任委員会が「実効性ある人口減少対策の推進」や「持続可能で健全な財政運営の確保」をはじめとする意見を今後の県政運営等に反映するよう、知事に対して申し入れました。</p> <p>また、これらに対する執行部の考え方や取組等については、各常任委員会で調査し、令和6年度の三重県行政展開方針や当初予算など今後の県政運営にどのように反映していくべきか議論を深めました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(5) 個別の行政計画に係る調査・審査</b></p> <p>個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。</p> <p>議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。</p>	<p><b>(5) 個別の行政計画に係る調査・審査</b></p> <p>議決対象計画をはじめ個別の行政計画について、あらかじめ策定・改訂されるものを明らかにさせることで計画的に審議できるようスケジュールを立て、議論を活性化しました。</p> <p>特に、議会が決定した「みえ元気プラン」等で注力するものと位置付けた観光に関しては、年度末に次期三重県観光振興基本計画の議案提出が予定されていることも踏まえ、議員勉強会のテーマを観光とすることで議員間の認識などの共有等を図りました。</p> <p>&lt;議決対象計画&gt;</p> <p>「三重県観光振興基本計画」、「三重県人権施策基本方針の変更」、 「第3次三重の健康づくり基本計画」、「花とみどりの三重づくり基本計画」 「第3次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」</p>
<p><b>3 独自の政策立案と政策提言の強化</b></p> <p><b>(1) 政策に係る議員提出条例の制定及び検証</b></p> <p>二元代表制の一翼を担う議会として、県政の各分野に関し政策の理念や具体的な施策の実現を図るため、政策に係る議員提出条例の制定に向けた取組を進めるとともに、政策に係る議員提出条例の検証を行います。</p>	<p><b>3 独自の政策立案と政策提言の強化</b></p> <p><b>(1) 政策に係る議員提出条例の制定及び検証</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改選直後の5月には、各派世話人会において、三重県子ども条例の制定後10年以上が経過し、この間に子どもの置かれている状況の厳しさが増していることや、国の子ども施策の変化等を踏まえ、「新『三重県子ども条例』策定調査特別委員会」の設置について協議しました。この結果、執行部の動きなどを勘案し、条例改正の前段階として、議会基本条例に基づく政策討論会議を設置することを決定し、同討論会議において、様々な観点から検討を進めました。</li> </ul> <p>この「子どもに関する政策討論会議」の成果として、年度末には、現行の子どもの権利を守るための地域社会づくりを目的とした条例の考え方を見直し、子どもの権利の保障を軸とし、あらゆる子ども施策の推進において踏まえるべき理念を示す条例に改正する必要があること等を知事に対して提言しました。</p> <p>また、議員提出条例である「障がいの有無にかかわらずだれもが暮らしやすい三</p>

	<p>重県づくり条例」に関して、法改正により、一部主体の努力規定を義務規定に変更する必要が生じたため、執行部から改正案提出の申し入れがあり、代表者会議での協議の結果、執行部から条例改正案を提出することとしました。</p> <p>所管の常任委員会では、当該条例が全面施行されてから4年8カ月が経過すること等から、条例の関係規定に基づき行われた検証の結果も踏まえ、条例の一部改正案について、議論を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度には新たな議員提出条例の制定は行いませんでしたが、上記の活動を通じて、二元代表制の一翼を担う議会として、政策の理念や具体的な施策の実現を図るために取り組みました。</li> </ul>
<p><b>(2) 議員発議に係る意見書の提出</b></p> <p>住民の多様な意見の実現を図るため、国等に対し意見書を提出するなど、議会独自の政策提言を行います。</p>	<p><b>(2) 議員発議に係る意見書の提出</b></p> <p>委員会提出の意見書12件（うち10件は請願に基づく意見書、2件は環境生活農林水産常任委員会及び食料自給総合対策調査特別委員会における調査や討議に基づく意見書）のほか、議員発議に係る意見書12件を国に対し提出しました。</p>

活動計画の取組内容	実施状況
<p>(3) 特別委員会等の設置</p> <p>県政の重要課題で、特に調査・検討を行うべき事項については、特別委員会や附属機関、調査機関、政策討論会議、検討会等を設置し、詳細な調査・審査を行うことにより議会独自の政策立案や政策提言を積極的に行います。</p>	<p>(3) 特別委員会等の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度は、次のとおり県政の重要課題に関して、1つの特別委員会と、8年ぶりとなる政策討論会議を含む、議会基本条例に基づく2つの検討会等を設置して調査・審査を進め、知事に対する提言や国への意見書の提出を行いました。</li> </ul> <p><b>食料自給総合対策調査特別委員会</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入の不安定化の影響による我が国の食料供給に対する不安の表面化や、本件における農林水産業従事者の減少・高齢化の進行といった内外の情勢変化の中にあつて、農林水産業の振興・発展なくしては国の発展も本県の発展もないとの思いで食料自給率の向上に向けた取組を使命に、食を取り巻く様々な観点からの総合的な対策を調査し着実に推進させることを急務と捉え、この特別委員会を設置しました。</li> <li>この特別委員会では、「食料の安定供給と食料自給力の向上」や「地産地消の取組」など5項目を重点調査項目と位置づけ、執行部からの聴取調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議を行い、年度末には、次のとおり、知事に対して提言を行いました。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア)「主食用米の生産拡大につながるよう消費拡大を図っていくとともに、海外市場にも積極的に進出し、輸出を拡大していくこと」など「食料の安定供給と食料自給力の向上」に関する14の事項</li> <li>(イ)「地産地消の推進に向けては、小売店等での販売に加え、学校給食など様々な場面で取組が進むよう働きかけるとともに、JA等の主体と連携して取り組むこと」など「地産地消の取組・地場製品の充実・食育の推進」に関する8つの事項</li> <li>(ウ)「大規模な担い手農業者はもとより小規模・家族農業の経営安定に加え、半農半X等の新たな人材の確保に向けた、就農促進に関する施策を強力に推進すること」など「農林水産業の後継者・担い手の確保」に関する6つの事項</li> </ul> </li> <li>また、この特別委員会では、「食料の安定供給及び食料自給力の向上の対応強化を求める意見書」をとりまとめました。 <p>なお、知事への提言と国への意見書の2つをとりまとめた特別委員会は、この特別委員会が初めてとなります。</p> </li> </ul> <p><b>子どもに関する政策討論会議</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを取り巻く社会環境の近年の大きな変化を背景に様々な困難を抱える子どもが増加していることや、こども基本法の制定をはじめとする国の動き等を踏まえ、令和6年度は、本県においても、三重県子ども条例の改正等に向けた動きが本格化するなど、子ども施策を更なるステージへ進める上で大変重要な年になるとの認識のもと、子どもに関する喫緊の政策課題について子どもに寄り添った政策の提</li> </ul>

言等を行うため、設置しました。

- この政策討論会議では、三重県子ども条例の改正に向けた検討のほか、新型コロナウイルス感染症による子どもへの影響や子どもの貧困への対応を中心に、執行部や有識者からの聴取調査、県内調査、委員間討議等を行い、年度末には、知事に対し、子ども条例の考え方の見直しとともに、次の提言を行いました。
  - 「全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できる」など今後子ども政策を進める上で必要な3つの視点と、今後注力して取り組むべき23の事項
- また、この政策討論会議では、子どもに関する課題の中でも新型コロナウイルス感染症による子どもたちへの影響及び子どもの貧困への対応は特に喫緊の課題であり、その影響を最小限にとどめるための措置を直ちに講じるべきであるとの認識のもと、12月には、「不登校状態にある子どもたちに対する支援の充実」など3項目を令和6年度当初予算に盛り込むよう知事に対して申し入れました。

#### 再生可能エネルギーに関する検討会

- 国及び県においては今後も再生可能エネルギーの導入を推進することとしているが、一方でその導入については環境破壊につながり持続可能性を損なうおそれがあることが指摘されていることを背景として、再生可能エネルギーの導入に関して、調査及び検討を行うことを目的として設置しました。有識者からの聴取調査、県外調査、委員間討議等の調査・検討を行った結果、再生可能エネルギーの導入を推進するにあたっては、地域住民等の十分な理解を得る必要があり、そのためには、環境面・防災面等において配慮され、地域との共生が図られた再生可能エネルギーの導入を事業者に強く求めていく必要があるとの認識のもと、年度末には、次のとおり知事に対して提言を行いました。
  - ① 地域住民等との合意形成を図りつつ、適地における導入が進むよう促すための「法定外税等による適地誘導等」など「地域との共生」に関する2つの事項
  - ② 再生可能エネルギーの中でも特に導入量に占める割合が高く、県内に広く設置されている太陽光発電について立地場所に応じた対策を求めていくため、「条例による設置規制区域の導入及び適正な維持管理の義務化」など「太陽光発電」に関する5つの事項
  - ③ 「導入が進んでいる陸上風力発電に関して地域住民等との十分な合意形成を前提として適正な導入を推進していくこと」に加え、今後、県内又は本県沖合海域への導入が想定される洋上風力発電に係る「漁業者等の先行利用者との協調」など「風力発電」に関する7つの事項

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>(4) 議員勉強会の開催</b></p> <p>議会での政策議論の充実・深化につなげていくため、県政を取り巻く諸課題の中から特に知識の取得を図る必要があるテーマを選定し、全議員を対象とする勉強会を開催します。</p>	<p><b>(4) 議員勉強会の開催</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度の議員勉強会については、観光をテーマとして2回開催し、議員間における共通認識の醸成とさらなる理解向上につなげました。 これは、議会が決定した「みえ元気プラン」において「7つの挑戦」の1つに「三重の魅力を生かした観光振興」を位置付けていることや、年度末には、次期三重県観光振興基本計画の議案提出が予定されていること等を踏まえたものです。</li> <li>勉強会の時期・内容に関しては、議会における時期三重県観光振興基本計画の調査スケジュール等を勘案して、次のとおりとしました。  <div data-bbox="1008 614 1438 651" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第1回（令和5年10月4日）</div> <p style="margin-left: 20px;">地域の観光振興にかかわる調査や計画づくりのコンサルテーションに多く関わってきた有識者から、地域の魅力を生かした観光振興に必要な視点等を聴取</p> <div data-bbox="1008 742 1469 778" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第2回（令和5年12月21日）</div> <p style="margin-left: 20px;">県内のリゾート施設の経営者を経て国内外の多くのホテルの経営を担う方から、三重県を質の高い観光地とするために必要な方策等を聴取</p> </li> <li>なお、勉強会の開催にあたって、県内市町議会等に案内を行ったところ、県内市町議会からの参加がありました。</li> </ul>
<p><b>(5) 議会図書室の活用</b></p> <p>議員は、政策立案及び政策提言等を一層充実するため、議会図書室を積極的に活用し、調査研究に努めます。</p>	<p><b>(5) 議会図書室の活用</b></p> <p>議員の利用状況は以下のとおりでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 閲覧数：延べ249人</li> <li>・ 貸出件数：215件</li> </ul>

活動計画の取組内容	実施状況
<p><b>4 分権時代を切り開く交流・連携の推進</b></p> <p>(1) 全国都道府県議会議長会</p> <p>議長は、各都道府県議会の議長とともに、地方自治の発展に向けた協議を行うほか、全国的な課題等に関し、地方議会の意思を国等の施策に反映させるための要望活動を実施するなど、他の都道府県議会との交流及び連携を行います。</p>	<p><b>4 分権時代を切り開く交流・連携の推進</b></p> <p>(1) 全国都道府県議会議長会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議長が副会長に就任し、他の役員とともに「全国都道府県議会議長会創立 100 周年宣言－真の地方自治の実現と更なる都道府県議会の活性化を目指して－」や、全国的な課題の解決に向けた各種決議のとりまとめに尽力するとともに、本県にとっての重要課題である「防災・減災、国土強靱化の推進」等に係る国への要請活動などに関係都道府県議会議長とともに参画し、これらの実現に向けた働きかけを行いました。</li> <li>・ また、100 周年宣言を踏まえ、会長に対して、女性や若者など多様な人材の議会参画を促進するための取組の加速化を進言した結果、同会に「多様な人材が輝く議会のための懇談会」が設置されました。この懇談会には副議長が委員として参画し、本県議会の取組を紹介するなどし、提言のとりまとめに尽力しました。        なお、この懇談会等の動きについては、三重県町村議会議長会会長であり、全国町村議会議長会副会長でもある川越町議会議長との意見交換でもとりあげ、今後の連携等について協議しました。</li> <li>・ さらに、能登半島地震に関し、直ちに全国都道府県議会議長会として国に対する支援要請を行うよう、会長に進言し、その実現に向けた調整を行うとともに、要請活動に参画しました。</li> </ul>

(2) 東海北陸7県議会議長会議・

近畿2府8県議会議長会議

近隣府県の議会の議長及び副議長で構成される各議長会議において、議会改革等に関する先進的な取組の共有や情報交換を行うほか、共通する課題等に関し、国等に対する要望活動を実施するなど、近隣府県議会との交流及び連携を行います。

(2) 東海北陸7県議会議長会議・近畿2府8県議会議長会議

- ・ 次のとおり、ブロック別議長会において、共通する課題について協議し、国に対して要望を行うとともに、地方議会の活性化等に関する意見交換を行いました。

東海北陸7県議会議長会議（令和5年5月30日）

「電気料金の高騰に対する支援の拡充等について」をはじめ、本県議会提出項目を含む8項目について協議し、いずれも国に対して要望を行うことで合意しました。

なお、本県議会からは、「地方議会におけるオンラインによる本会議への出席を可能とする法改正を求めることについて」を協議議題として提出しました。

また、「地方議会の役割、議員の職務の明確化等を内容とする地方自治法の改正及び少子化対策等」について、全国都道府県議会議長会事務総長も交え、意見交換を行いました。

近畿2府8県議会議長会議（令和5年8月7日）

「不登校児童生徒に対して多様な学習機会を確保するための経済的支援制度の確立について」をはじめ、本県議会提出項目を含む15項目について協議し、いずれも国に対して要望を行うことで合意しました。

なお、本県議会からは、「生涯を通じた国民皆歯科検診の実現を求めることについて」を協議議題として提出しました。

また、「全国都道府県議会議長会創立100周年宣言等を踏まえた地方議会の活性化に係る取組」について、全国都道府県議会議長会事務局総務部長も交え、意見交換を行いました。



### (3) 紀伊半島三県議会交流会議

紀伊半島の振興及び発展のため、三重県、奈良県及び和歌山県の各県議会の議長、副議長並びに関係議員が、紀伊半島三県に共通する課題等について意見交換等を行います。

### (3) 紀伊半島三県議会交流会議

・ 紀伊半島の振興及び発展のため、「紀伊半島における観光振興」と「林業従事者の育成・確保を図る取組」に関して意見交換を行いました（令和5年8月8日）。

意見交換においては、本県議会の委員会年間活動計画や重点調査項目の設定等も紹介しつつ、各県議会における議論の状況の報告を行い、今後、関連施策の調査・審議などを行うにあたり、議会が果たす役割について認識を共有しました。

・ 意見交換の結果、次のとおり合意し、その後、国への要望活動を行いました。

- ① 熊野古道世界遺産登録 20 周年等の好機を生かしたイベントの開催や情報発信など、三県の連携による新たなファン・リピーター獲得のための機運醸成や、周遊観光・長期滞在の推進が着実に進むよう議会として取り組むとともに、観光業界への支援及び紀伊半島の観光振興に重要な半島振興法の期限の延長について国に要望する。
- ② 林業従事者の育成・確保がしっかりと進むよう、三県議会としてもより一層連携を強化し、情報共有を図っていくとともに、国に対し、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを要望する。
- ③ 観光振興及び林業振興を図っていくためにはインフラ整備が重要であり、近畿自動車道紀勢線をはじめとする紀伊半島アンカールートの整備や県をまたぐ広域林道の整備等について、国に要望する。

## 常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 総務地域連携交通常任委員会 )

## 1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・参考人制度を活用できれば良かったという課題は残るものの、当初の予定どおり年間の活動を進めることができた。
- ・委員が様々な意見を出すとともに執行部への質問も活発にでき、委員間討議はしっかりできた。
- ・県内外調査は、重点調査項目に沿って調査し、委員会の議論に反映できたことは良かった。
- ・県政レポートの調査において委員会から意見を申し入れた結果、地籍調査について要求額どおりの予算がついたのは、防災の観点から良かった。
- ・熊野古道世界遺産登録20周年に向けての取組については、委員長報告として執行部に対し要望を行い、予算等に反映されたのは良かった。

## 2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.0
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.4
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.5

常任委員会活動 評価総括表

委員会名（ 政策企画雇用経済観光常任委員会 ）

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- 県政レポートについて活発に討議し、人口減少対策や雇用・観光施策に対する意見等を知事に申し入れた。
- 「三重県人口減少対策方針」や「三重県教育施策大綱(案)」について、委員会で慎重に審議・討議をした内容が反映された。
- 「上半期の振り返り」で示された課題を、下半期に引き継いで検討等することができた。
  - ・スタートアップやコロナ禍で大変厳しい状況にあった観光産業の課題について、参考人招致によって理解が相当進み、議論に活かすことができた。
  - ・工業研究所の視察を有志にて実現した。
- 県外調査では、課題となっている先端技術や再生可能エネルギーなど、重点項目に沿った調査をし、当初予算等の議論において調査結果を踏まえた意見をすることができた。
- 正副委員長の取り計らいにより議論のポイントがしっかりと絞られていた。
- 歴史文化等地域資源を生かした観光が実現するよう、今後も継続して取り組んでほしい。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.4

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 環境生活農林水産常任委員会 )

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・年間活動計画については、計画どおり進めることができた。
- ・県内外調査については、重点調査項目を中心に、それぞれ時期にかなった深い調査をすることができた。
- ・有志で実施した政務活動による議員視察は、その後の委員会での審査・調査に十分生かすことができ、委員会審議の活性化につながった。
- ・委員会で活発に議論を行い、委員長報告など執行部に要望することで、各行政計画に反映することができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.6
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.5
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.6
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.5
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	3.9
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.5

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.3

常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 医療保健子ども福祉病院常任委員会 )

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・委員会審議について、各委員が課題意識を持ちながら、積極的な審議を行うことができた。
- ・重点調査項目について、喫緊の課題を中心に選定し、それに沿った県内外調査の実施や県内外調査を踏まえた質疑等が行われ、非常に活発な調査・審査を行うことができた。
- ・児童相談所が関与していた児童の死亡事例を受け、県政レポートの申し入れの場を活用して知事に対応を求めたほか、委員長報告を実施することで執行部へ早期に対応を求めることができた。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.5
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会で調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.5

常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 防災県土整備企業常任委員会 )

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・県政レポートについては、しっかり常任委員会として申し入れ、その後の定例会ごとに県当局から進捗状況や方向性などが報告され、最終的に次年度の予算にも反映されたことは非常によい成果となった
- ・県内外調査については、AI水道管劣化診断など今後活用できそうな技術を勉強できたことや、現場を見て改めて気づいた課題などもあり、非常に有意義だった
- ・緊急浚渫推進事業や公共施設の耐震化の事業等、防災・減災対策の重要事業をはじめ、インフラ整備を着実に進めていくことが、県民の命を守ることにつながると調査・議論の中で実感できた

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用にも努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.0
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.3
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.6
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.7
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	—

常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 教育警察常任委員会 )

1 委員会活動の振り返り

- ・オンラインでの参考人招致は、重点調査項目に沿うものであり、大変参考になった。
- ・県内調査で学校現場に行き、働き方改革の話などを直接聴けたことは良かった。
- ・県内調査・県外調査を実施できたことは良かった。機会があればあるほどよいと思う。
- ・執行部においては、議決する議案の中身についての質問には速やかに対応できるようにするべきである。

2 各委員会(理事)の評定の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用を努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.3
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.4
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.4
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.3
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.1

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.6
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるとともに、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	4.0

常任委員会活動 評価総括表

委員会名( 予算決算常任委員会 )

1 委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・県政レポートの調査を踏まえ、予算決算の立場から、「人口減少」に関して、各地域に住み続けられるよう地域の実情を十分に踏まえた対策の推進を申し入れるとともに、「財政運営」に関して、県民の安全安心のためのインフラ整備といった将来を見据えた投資の検討等を知事へ申し入れた結果、若者の定着に向けた取組等に反映されるなど、実りのあるものとなった。
- ・原油価格・物価高騰対策に係る補正予算について迅速に審査・採決することができた。
- ・今年度は、当委員会においても全員参加によるオンライン模擬委員会を開催し、オンライン委員会運営に係る知見を得ることができた。
- ・予決の総括(的)質疑は、一般質問と違い事前通告なしでやることの意義を再度確認する必要があるのではないか。

2 各委員会(理事)の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。 また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用にも努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	3.9
2	年間活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、1年間の活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める年間活動計画を策定します。	年間活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 年間活動計画の内容は適切なものでしたか。 年間活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.1
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	/
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を年間活動計画で定めず。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
5	当初予算に係る調査・審査	「当初予算」については、毎年度、議長を除く全議員参加型の予算決算常任委員会を中心に調査・審査を行います。 当初予算について、予算編成が始まる前や予算要求の段階から予算調製方針、予算要求状況などの調査・審査を行います。 予算決算常任委員会に6つの分科会を設置し、当初予算の詳細な調査・審査を行います。	当初予算について十分な調査・審査を行いましたか。 当初予算に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.0
6	総合計画に係る調査・審査	総合計画及び「みえ元気プラン」の策定並びに「県政レポート」の作成に合わせて調査・審査を行い、知事への申し入れを行います。	総合計画等について十分な調査・審査を行いましたか。 総合計画等に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	4.2
7	個別の行政計画に係る調査・審査	個別の行政計画については、改定時期を見据え、基本的には所管の常任委員会で調査・審査を行います。 議会の議決対象となっている計画については、所管の常任委員会での調査・審査だけでなく、本会議における議案質疑を行うなど、より詳細な調査・審査等を行い、議決に至るまで一貫して議会が関与します。	個別の行政計画について十分な調査・審査を行いましたか。 個別の行政計画に議会の意思を反映させるよう、具体的な提言や提案を実施しましたか。	/

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	—
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	/



特別委員会活動 評価総括表

特別委員会名(食料自給総合対策調査特別委員会)

1 特別委員会活動の振り返り(委員会討議の結果の概要を記載する)

- ・活発な委員間討議ができ、成果として国及び県に政策提言を行うなど大変有意義な委員会であった
- ・参考人招致も積極的に様々な分野の有識者を招致し、良い意見を聴くことができた
- ・県内外調査については、重点調査項目に沿った内容でそれぞれの地域で活動している現地の人の意見が参考になった

2 特別委員会の評点の平均点

○基本方針 ～住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進～ 議会の本来の機能である政策決定並びに知事等の事務の執行について監視及び評価を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	委員会審議の活性化	議事機関としての議会の機能を十分発揮するため、議員相互間の討議を積極的に行うよう努めます。また、効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、委員長会議の開催をはじめとした委員会間の情報共有・調整及び連合審査会の活用に努めます。	議員間討議の機会は十分に確保されていましたか。 議員間討議の機会を十分に活用しましたか。 議員間討議を通じて合意形成を図るよう努めましたか。	4.8
2	(年間)活動計画	効率的かつ効果的な委員会の運営を図るため、(年間の)活動スケジュール、重点調査項目、県内外調査等の予定について定める(年間)活動計画を策定します。	(年間)活動計画の策定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 (年間)活動計画の内容は適切なものでしたか。 (年間)活動計画に沿って委員会活動を行いましたか。	4.7
3	重点調査項目	県政で課題となっている項目など、年間を通じて特に調査を行っていく必要がある事項を「重点調査項目」として年間活動計画で定めます。	重点調査項目の設定に当たって、委員会で十分に議論を行いましたか。 重点調査項目の内容は適切なものでしたか。 重点調査項目について十分な調査・審査を行いましたか。	4.8
4	県内外調査	「重点調査項目」を中心として、所管事項について調査するための県内外調査の予定を(年間)活動計画で定めます。	県内外調査の調査先は適切でしたか。 調査先で十分な調査を実施しましたか。 県内外調査における内容をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.7

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

番号	評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
1	参考人制度等の活用	県政の重要な案件又は県民の利害に関わる重要な案件の調査・審査に当たっては、専門的知識を有する者のほか、利害関係者や県民の意見を反映させるため、必要に応じて参考人の招致や公聴会の開催を行います。	必要に応じて、参考人招致や公聴会の実施について協議を行いましたか。 参考人招致や公聴会における意見をその後の調査・審査に活用しましたか。	4.8
2	請願への対応	受理した請願については、主として所管の委員会において、誠実かつ慎重に審査を行います。また、採択した請願については、必要に応じて、知事等に対しその処理の経過及び結果の報告を求めるほか、国等に対し意見書を提出するなど、議会として願意の実現に向けた取組を行います。	請願審査は適切な方法で実施しましたか(執行部からの意見聴取や紹介議員の出席要求、請願者の参考人招致など)。 採択した請願の願意の実現に向けて、具体的な取組を行いましたか。(知事等に対する経過報告等の要求、知事等への申し入れ、意見書の提出など)	

## 議会広聴広報活動 評価総括表

### 1 議会広聴広報活動の振り返り(広聴広報会議での討議の結果概要を記載する)

- ・広聴広報は絶えず改革を進めないといけない。改革の端緒は担えたと思うが、引き続き取り組む必要がある。
- ・広報紙の改革は一部の記事を横書きをするなどして一定の成果があった。また、議会のテレビ中継をもっと見ていただける仕組みを検討してほしい。
- ・広報紙紙面の改革や、動画やネットを使った発信についても、引き続き検討してほしい。
- ・大きな課題であった若年層の政治参加に関しては、現場de県議会や広報紙のレイアウトの検討でいろいろと取り組めた。
- ・出前講座は高評価をいただいたが、このように外に出ていくことは肌感覚で分かることも多く有意義だったので、広報を工夫して回数を増やしてほしい。また、たくさんの議員に出前講座に行してほしい。
- ・現場de県議会は高評価をいただいた。少しでも三重県議会議会を身近に感じていただけたと思う。
- ・現場de県議会では、日頃接点が少ない若い世代と接することができて有意義だった。また、高齢者を対象にすることを考えてほしい。参加者は議員数より多くとるべきだと思う。
- ・来年度は高校生県議会も開催されることもあり、県議会新聞を高校生に配布できるように取り組んでほしい。

### 2 広聴広報会議(委員)の評点の平均点

○基本方針 ～開かれた議会運営の実現～ 議会活動を県民に対して説明する責務を有することに鑑み、積極的に情報の公開を図るとともに、県民が参画しやすい開かれた議会運営を行います。

評価対象取組	取組の方向	評価の視点	平均点
①広聴広報会議の開催	県民が参加しやすい開かれた議会運営を実現する上で重要となる広聴広報のより効果的な取組について協議・調整するため、広聴広報会議を月1回程度開催します。	広聴広報活動の効果的な実施に向け、広聴広報会議で充実した議論が行われましたか。 会議の結果は各委員の合意したものとなるよう議論は十分重ねられましたか。	4.3
②議会広聴広報計画の策定	効率的かつ効果的な広聴広報活動を実施するため、1年間の活動計画である議会広聴広報計画を、広聴広報会議で策定し、進捗管理を行います。	議会広聴広報計画の策定にあたって、広聴広報会議で十分に議論を行いましたか。 議会広聴広報計画の内容は適切なものでしたか。 議会広聴広報計画の進捗管理を行うとともに、実績を振り返り、次の計画への反映が行われましたか。	4.2
③会議の公開	開かれた議会運営に資するため、次の会議を原則として公開し、さまざまな媒体を活用して県民が議会活動の情報を入手できるよう努めます。 ・本会議 ・常任委員会 ・特別委員会 ・議会運営委員会 ・代表者会議 ・全員協議会 ・議案聴取会 ・委員長会議 ・広聴広報会議 ・各派世話人会 ・災害対策会議 ・議会改革推進会議	会議は適切に公開で実施されましたか。 TV中継やネット中継をはじめ、県民がいつでもその情報を入手できるよう録画や会議録が適切に公開されましたか。	4
④各種媒体による広報	議会活動の情報を広く県民にわかりやすく提供するため、様々な媒体を利用した情報発信を行います。 ・みえ県議会だより(年7回) ・三重県議会新聞(年2回) ・三重県議会ホームページ ・三重県議会Facebookページ ・テレビ広報	各種媒体を活用した広報は効果的で適切でしたか。 それぞれの媒体の特性を生かし、県民にとってわかりやすい情報発信ができましたか。 各種媒体を活用した広報に対する県民の意見を把握する仕組みは適切ですか。 得られた県民意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。	4
⑤「みえ県議会出前講座」の実施	地方自治に対する親近感の醸成と将来の住民自治を担う県民としての意識の涵養に寄与することを目的として、学校からの申込みを受け、児童、生徒、学生に対して、広聴広報会議委員が三重県議会の仕組み等を学校にアウトリーチして説明し、質疑応答を行う「みえ県議会出前講座」を実施します。	「みえ県議会出前講座」の実施方法は適切でしたか。 説明の内容は、児童、生徒、学生にとってわかりやすいものでしたか。 学校や児童、生徒、学生の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。	4.5
⑥「みえ現場de県議会」の開催	多様な県民の意見を取り入れる広聴機能を強化し、議会での議論に生かしていくため、県政の重要課題等をテーマに設定して、関係団体や県民に広く参加を呼び掛ける「みえ現場de県議会」を開催します。 開催後、広聴広報会議からテーマに関連する委員会等に対し、県民等からいただいた意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。	「みえ現場de県議会」のテーマは適切でしたか。 テーマに沿って適切な場所で適切な対象者と効果的な議論がなされましたか。 参加者の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。	4.4
⑦「みえ高校生県議会」の開催	高校生の議会に対する関心を高めるとともに、高校生の意見を議会での議論に反映していくため、「みえ高校生県議会」を開催します。 開催後、広聴広報会議から高校生からの質問事項に関連する委員会等に対し、高校生の意見の情報提供を行い、委員会等における調査・審査に活用します。	「みえ高校生県議会」の実施時期、実施方法は適切でしたか。 高校生の質問や提案の内容が深まるような工夫は十分されていたか。 参加者の意見や満足度を把握する仕組みは適切ですか。 得られた意見は、その後の取組や議会活動に生かされましたか。 広報活動の結果を振り返り、次の活動への改善が行われましたか。	3.7

三重県議会では、令和5年4月の改選後速やかに新たな体制を整えるとともに、任期4年間を見据えた議会活動計画（第3期）を策定し、これに基づき「開かれた議会運営の実現」や「住民本位の政策決定と政策監視・評価の推進」等の各種活動を開始しました。

令和5年度の議会活動の成果は、「令和5年度 議会活動計画実施状況」に記載されたとおりであり、「何年振り」や「初めて」という取組も多くありました。また、県民の皆さんに物価高騰等に対する支援を1日でも早くお届けするための審議の前倒しや緊急会議の開催等もありました。

議会事務局では、こういった活動に対し、①本会議をはじめとする各種会議の運営支援や検討資料等の作成支援、②議会独自の政策立案・政策提言の作成支援、③事業の実施支援、④全国都道府県議会議長会をはじめとする他議会との交流・連携の支援などを行いました。その主な取組実績は次のとおりです。

業務名	取組内容	目標	期末	備考
1 開かれた議会運営の実現	<p>県議会の活動内容に県民理解の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議の公開、中継等の実施</li> <li>・ 議長定例記者会見の運営支援</li> <li>・ 広聴広報活動の支援</li> <li>・ 県民との意見交換の場の運営支援</li> </ul>	<p>100%</p> <p>毎月1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>100%</p> <p>毎月1回</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○広聴広報会議においては、今後の広聴広報の取組について1年を通じて、熱心な議論が行われましたが、その際、他議会の取組内容の収集・とりまとめやキッズモニターシステムを活用したアンケートの実施等の提案を行うなど、検討が一層充実するよう支援しました。</p> <p>○「みえ県議会だより」等の刊行物の発行や「みえ現場de県議会」等の事業の実施に関して、委員の皆さんが若者から直接伺った意見等を速やかに取り入れるなど、改善を図られましたが、その際には、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 刊行物に関しては、見やすさや分かりやすさの観点から記事の内容やレイアウト、デザイン等に関する提案</li> <li>・ 「みえ現場de県議会」では、議論の一層の充実に向け、公募参加者とは別に、テーマに沿った地域貢献活動を行っている学生(皇學館大学「若者の投票率UP!プロジェクト」)の参加につながる情報を提供するなどしました。</li> </ul> <p>○議場内のスクリーンや音響設備の改修等のより本会議の傍聴に適した環境づくりに資する取組に係る支援や、大規模地震対応訓練及び初めてとなる不審物対応訓練といった傍聴者の安全・安心の確保にも資する取組に係る支援を行いました。</p>
2 住民本位の政策決定と政策監視	<p>議決機関としての政策決定と県民代表としての政策の監視・評価の着実なサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本会議、委員会等の運営支援</li> <li>・ 議会マネジメント活動の支援</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○委員長会議の運営等の支援に加え、各行政部門別常任委員会や予算決算常任委員会、食料自給総合対策調査特別委員会の年間活動計画の策定支援や振り返りの支援等を行うとともに、審議の一層の活性化に資するよう県内外の調査先や参考人に関する情報の収集・提案等を行いました。</p> <p>また、委員長報告や「令和5年版県政レポート(案)」を踏まえた知事への申入れ等について、執行部との調整も含め、各種支援を行いました。</p> <p>○補正予算に係る審議の前倒しも含め、委員会・分科会の運営支援(初めてとなるオンライン委員会やオンライン参考人招致を含む)や検討資料等の作成支援に加え、委員会条例等の改正に係る支援を行いました。</p> <p>また、オンライン委員会の実施に先立って、オンライン模擬委員会が開催されましたが、その企画・運営支援を行うとともに、意思確認の簡素化など模擬委員会の中で明らかになった課題への対応案の策定支援等を行いました。</p> <p>○執行部からの提出資料に誤りが発生する中、令和6年度当初予算に係る議案の誤りを確認し、結果として議案訂正という事態に至りましたが、議会として適切な形で審議いただけるよう、これらへの事務面での対応を行いました。</p>

業務名	取組内容	目標	期末	備考
3 独自の政策立案、 政策提言の強化	<p>独自の条例案等の政策立案への取組のサポート</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>議員提出条例の検討、調査、作成の支援</li> <li>政策討論会議等の運営支援</li> <li>議員勉強会の支援</li> <li>議会改革の支援</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p> <p>随時</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回</p> <p>随時</p>	<p>○特別委員会や議会基本条例に基づく検討会等の設置を議論された各派世話人会・代表者会議の運営支援や、特別委員会等の名称・所管事項の整理等に係る支援を行うとともに、設置後の特別委員会等の運営支援や検討資料の作成支援、提言書や意見書の作成支援などを行いました。</p> <p>また、子どもに関する政策討論会議による12月の知事への申入れ及び回答の場の持ち方に関する執行部との諸調整を行ったほか、年度末における特別委員会等の知事への提言や国への意見書提出に係る支援を行いました。</p> <p>○令和5年度は、8年ぶりに設置された政策討論会議を含め、特別委員会と検討会等が同期間に3つ設置され、事務局のサポートに関しても、いずれも開催回数・内容とも従来以上の水準での支援が求められるものであったことから、第2期評価等も踏まえ、自主調査レポートの作成を控え、従来の議員からの資料の提供や各種調査のオーダーへの対応と特別委員会等のサポートに注力しました。</p> <p>○議員勉強会については、本県を取り巻く状況を踏まえ、議会での政策議論の充実・深化につながると考えられるテーマ及び講師の候補を提案するとともに、より効果的なものとなるよう、開催時期や内容に係る講師との調整を含め、勉強会の運営支援を行いました。</p>
4 分権時代を切り開く交流・連携の推進	<p>他都道府県議会との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他都道府県議会との連携の支援</li> <li>全国都道府県議会議長会、ブロック別議長会等を通じた交流連携</li> <li>県内市町議会との連携の支援</li> <li>他県議会視察調査等の受入等</li> </ul>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○議長が7年振りに全国都道府県議会議長会の副会長に就任されたことを受け、事務局としても同会の参与会に参画して議案等に関する事前の議論や諸調整を行うとともに、副会長として国等との意見交換、会長への進言、関係者との調整等に臨まれる議長の活動をサポートしました。</p> <p>○全国都道府県議会議長会「多様な人材が輝く議会のための懇談会」に参画された副議長の委員としての活動、具体的には、懇談会提出資料の作成や、これに必要な関係者インタビュー、提言書案に係る意見提出等の各種活動をサポートしました。</p> <p>○このほか、近隣府県の議長との会議等での協議事項や会議後の国への要望に関する諸調整を行うとともに、令和6年度には本県での開催となる「東海北陸7県議会議長会」及び「紀伊半島三県議会交流会議」の開催準備を進めました。</p>
5 事務局による議会サポート体制の充実	<p>政策立案等を充実させるためのサポート体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>インターンシップ実習</li> <li>各種調査結果等の議員への提供</li> <li>衆議院法制局への派遣</li> <li>議会図書室の機能強化</li> <li>議会のデジタル化（オンライン活用、ペーパーレス化など）の支援</li> </ul>	<p>1名</p> <p>毎月</p> <p>2年1名</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>1名</p> <p>毎月</p> <p>2年1名</p> <p>随時</p> <p>随時</p>	<p>○分権の時代に、二元代表制のもと、議会がその役割を果たしていく上で、住民の多様な意見を反映させた独自の政策立案を行い、条例案として提出するという政策立案機能を高めることは極めて重要であり、議会事務局としてもこの機能、特に、議員提出条例の制定をしっかりとサポートできる体制を維持・充実する必要があります。</p> <p>このため、これまで衆議院法制局に職員を派遣して必要な能力を習得させていますが、派遣者の交代時期である令和6年度についても派遣を継続できるように派遣先等と調整を行いました。また、この際には、本県の政策課題を念頭に、配属先についての調整を行いました。</p> <p>○議会がインターンシップ実習生を受け入れるにあたって募集事務を行うとともに、受入決定後は、実習生に対して、議会活動のレクチャーや議員面談、議会への提案作成に係るサポートを行いました。</p> <p>○オンライン模擬委員会や委員会条例等の改正、オンライン委員会やオンラインによる参考人招致の支援を行うとともに、オンラインによる請願への対応の検討に資するよう、関係省令等の策定状況に関する情報を収集するなど議会のデジタル化の支援を行いました。</p>